

※新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、一部の相談は電話対応のみとなります。

今月の相談

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

相談名	とき	ところ	予約・その他
法律相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人) ※1年間で1回利用可。
	第1・3水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)
	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	金剛連絡所	事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
行政相談	17(木)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
司法書士相談	15(火)、午後1時～4時	市役所 1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※1年間で1回利用可。
特設人権なんでも相談	11(金)、午後1時～4時	市役所地下904会議室	当日電話相談も可(内線544)、人権擁護委員による相談 問い合わせ(内線472)
女性の悩み相談	①1(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、②10(木)、午前10時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分、③19(土)、午前9時30分～11時30分、④1/5(火)、午前9時30分～午後0時30分、午後1時30分～3時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	電話相談も可、要予約(内線474)、女性カウンセラーによる相談、定員①④は5人、②は4人、③は2人
人権相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】
保育士による育児相談	第2・4月曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～3時	レインボーホール (市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線204)
家庭児童相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階子ども未来室	電話相談も可(内線206～208、279)
発達相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所 2階子ども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、279)
子育て相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談のみ【☎(25)0666】
健康相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷、市役所 2階23番窓口	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談
自立支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 2階23番窓口	電話相談も可(内線274)
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。
農業相談	4(金)、1/5(火)、午後1時～3時	市役所 4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
商工相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館 2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
日本政策金融公庫相談	9(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館 2階	要予約【☎(25)1101】
税理士による税務相談	11(金)、午後2時～4時	商工会館 2階	要予約【☎(25)1101】
消費生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター (市役所 1階市民相談室横)	電話相談のみ(内線186)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
就労支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター (人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
お出かけ就労支援相談	22(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所 2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
若者の就労相談	16(水)、午後1時～4時	市役所 4階A会議室	要予約、南河内地域若者サポートステーション【☎(26)9441】
労働相談	10(木)、午後2時～5時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	21(月)、午後2時～5時	市役所 1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、専門相談員による相談 (就職のあっせんはしません) 問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	17(木)、午後1時～2時30分、2時30分～4時 8(火)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピィc(きらめき創造館) 金剛連絡所	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所 3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
もの忘れ医療介護相談	2(水)、16(水)、1/6(水)、午後1時30分～2時、2時15分～2時45分	市役所 5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談



募 集

会計年度任用職員（調理員）を募集

任用期間 令和3年4月1日(木)～4年3月31日(木)

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。

業務内容 調理業務

※勤務日など詳しくは、実施要領をご覧ください。

受験資格 調理師資格を有する人、または令和3年3月31日(木)までに資格取得見込みの人

採用人数 若干名

試験日 令和3年1月10日(日)

試験内容 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 令和3年1月末までに本人へ通知

申し込み 12月1日(火)～令和3年1月7日(木)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えて、こども未来室（内線282）へ（郵送不可）※申込書、実施要領は、こども未来室で配布。市ウェブサイト（人事課のページ）からダウンロードもできます。

会計年度任用職員（学童クラブの指導員）を募集

任用期間 令和3年4月1日(木)～4年3月31日(木)

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用の手続きが可能です。

勤務日 月～土曜日のうち週5日勤務（ローテーションにより週6日勤務の場合あり）

業務内容 学童クラブ指導業務

受験資格 次の①～④のいずれかに該当する人

①放課後児童支援員認定資格、保育士資格（府地域限定保育士を含む）、社会福祉士資格、幼稚園教諭免許、小・中学校教諭免許、高等学校教諭免許のいずれかを有する人、または令和3年3月

31日(木)までに資格取得見込みの人
②高等学校卒業者などであり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業などの児童福祉事業に従事したことがある人、または令和3年3月31日(木)までに従事見込みの人

③5年以上放課後児童健全育成事業に従事したことがある人、または令和3年3月31日(木)までに従事見込みの人

④大学などにおいて、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学または体育学などのいずれかの課程を修めて卒業（修了）した人、または令和3年3月31日(木)までに卒業（修了）見込みの人

採用人数 5人程度

試験日 令和3年1月17日(日)

試験内容 書類審査、面接試験

※面接時間・場所については、申し込み時にお知らせします。

合格発表 令和3年1月末までに本人へ通知

申し込み 12月10日(木)～令和3年1月13日(火)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）に、所定の申込書に写真を貼って必要事項を記入し、資格証の写しを添えて、こども未来室（内線282）へ（郵送不可）※申込書、実施要領は12月1日(火)～、こども未来室で配布。市ウェブサイト（人事課のページ）からダウンロードもできます。

府立南大阪高等職業技術専門学校4月入校生募集

募集科目 ①自動車・車体整備科、②電気主任技術科、③情報通信科、④Webシステム開発科、⑤化学ビジネス科

応募資格 ①は18歳以上44歳以下の人、②⑤は18歳以上の人、③④は18歳以上34歳以下の人

募集人数 各30人

授業料 年間11万8800円（その他、入校料や教科書代などが別途必要です）※12月8日(火)、令和3年1月12日(火)、2月15日(月)、3月2日(火)＝施設見学会、令和3年1月22日(金)＝施設見学会と体験実習を同専門学校（和泉市テクノステージ二丁目3の5）で実施します（いずれも午後1時30分～）。

※試験日や申し込み方法など詳しくは、同専門学校ウェブサイト（<http://www.w.pref.osaka.lg.jp/tc-miosaka/top-page/>）をご覧ください。

問い合わせ 同専門学校 ☎0725(53)3005

富田林税務署アルバイト募集

職務内容 事務補助、パソコン入力など

対象者 パソコンの操作ができる人

勤務地 富田林税務署、すばるホール

雇用期間 令和3年1月～3月（勤務日・時間などについては面接時に相談）

時間給 970～980円

※詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 富田林税務署総務課 ☎(24)3281



相 談

こころの電話相談「すばる」のご利用を

コロナ禍の新しい生活様式などの変化による戸惑いや不安を感じていませんか。

一人で抱えこまず、誰かと話をすることで、気持ちに変化が起きるかもしれません。あなたの気持ちに寄り添ってお話を伺います。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

◆こころの電話相談 ☎(25)8264

とき 毎週水曜日、午前10時～午後3時30分 ※祝日、年末年始は休み。

もの忘れ医療介護相談

認知症サポート医とほんわかセンター職員によるもの忘れ相談を毎月2回（原則第1・3水曜日、午後1時30分～、午後2時15分～）、開催していますので、ご利用ください（要予約）。

内容 気になるもの忘れの症状や今後の支援について相談、情報提供

対象者 65歳以上で市内在住の人とその家族またはケアマネジャー

定員 各1組

参加費 無料

※申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 高齢介護課（内線196）

おれんじパートナー交流会

認知症ケアの情報交換や介護経験者の話から、不安や悩み、困りごとの解決のヒントをみつけませんか。

とき 12月16日(水) 午後1時30分～3時

ところ すばるホール3階会議室2

対象者 認知症の人やその家族、認知症サポーター、地域で認知症ケアを進めていきたい人、認知症に関心のある人など

定員 18人(当日、直接会場へ)

参加費 100円(お茶・お菓子代)

問い合わせ 井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

合同就職面接会

富田林市・ハローワーク河内長野・富田林商工会が協力し、合同で就職面接会を開催します。当日、ハローワーク相談コーナーも設置します。

とき 12月18日(金) 午後1時30分～4時(受け付けは、午後3時30分まで)

ところ 市役所地下902・903会議室

参加費 無料

参加企業 4社予定

持ち物 ハローワークの紹介状、履歴書(履歴書は、応募企業分必要)

申し込み 12月7日(月)～、ハローワーク河内長野 ☎(53)3081 へ(申し込み先着順) ※申し込み時に「部門コード31#」とお伝えください。なお、空きがあれば当日参加も可。



募 集

けあばるアルバイト 職員募集

職種 看護師、介護福祉士、介護職員初任者研修以上修了者(ホームヘルパー2級以上取得者可)および、資格のない介護補助スタッフ

募集人数 若干名

※勤務時間や業務内容など詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 休館日を除く午前9時～午後5時に、履歴書(写真を貼ったもの)に、資格証明書を添えて、けあばる総務課 ☎(28)8600 へ

※面接日は、後日連絡します。

ひとり親家庭を支援しています

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の事業において給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。

いずれの事業も事前の相談が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

仕事に必要な資格の取得をめざして講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人
対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座(特定一般教育訓練、専門実践教育訓練においては、専門資格の取得を目的とする講座に限る)

※対象講座について詳しくは、厚生労働大臣指定教育訓練講座システム(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/ken-saku/T_K_kouza)をご覧ください。

支給額 対象講座の受講のために支払った費用(入学金および受講料に限る)の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません(対象講座と修学年数に応じて上限が80万円となる場合があります)。

※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格者は、雇用保険制度から支給される給付金の額を差し引いた額を支給します。

※受講開始時点での雇用保険制度による同給付金の受給資格の有無の確認のため、ハローワーク河内長野へ行く必要があります。

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

就業をめざして資格を身に付けるために、養成機関で受講する場合、生活費の一部として給付金が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の

親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

給付金の種類

①訓練促進給付金 申請月分から、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円

◆市・府民税課税世帯＝月額7万5000円

※養成課程修了前の最後の12カ月は支給時に月額4万円増額となります。

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯＝5万円

◇市・府民税課税世帯＝2万5000円

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職などのために高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

給付金の種類

①受講修了時給付金 受講後に、対象講座の受講のために支払った費用(入学金および受講料に限る)の40%を支給

※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

②合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用(入学金および受講料に限る)の20%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

問い合わせ こども未来室(内線204)



上下水道

水道管の冬支度はお済みですか

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がおき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強く当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

■凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布・タオルなどで包み、その上からビニールを巻いて保護しましょう。

■水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

■水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。※水道の修繕は、市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課（内線257、295）

年末年始の開閉栓業務の受け付け

年末＝12月28日(月)、午後5時30分まで
年始＝令和3年1月4日(月)、午前9時から ※市ウェブサイト（水道事業のページ）では随時受け付けていますが、年末の作業は12月28日(月)まで、年始は1月4日(月)からになります。

問い合わせ 水道お客様センター ☎(20)6400



講座・催し

新たな通い場「い・こ・か」

ロコトレや創作活動などを楽しみながら、一緒に過ごしませんか。

とき 令和3年1月7日、21日、2月4日、18日、3月4日、18日の木曜日、午後1時～3時（全6回）

ところ かがりの郷

対象者 介護予防に関心がある65歳以上の人

定員 10人

参加費 1回300円（当日徴収）

持ち物 上靴、飲み物（必要な人は眼鏡）

申し込み 12月7日(月)、午前9時～、かがりの郷へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

シニアのためのやさしい写真教室

とき 令和3年1月5日からの毎月第1火曜日、午前10時～正午

ところ NPO法人きんきうえぶ（小金台二丁目5の10）

対象者 65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない人

定員 6人 **持ち物** カメラ

参加費 1回500円

申し込み 12月7日(月)～、同きんきうえぶ ☎(29)0019 へ（申し込み先着順）



街かどデイハウスのご利用を

本市では、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的に、「街かどデイハウス」を実施しています。

内容 健康チェックや健康体操、給食、各種教室の開催、日常生活向上のためのレクリエーションなど

対象者 65歳以上で自宅で生活している人（要介護・要支援認定者は除く）



※実施日や利用料など詳しくは、下記施設にお問い合わせください。

●街かどデイハウス「ひまわり」(若松町一丁目19の10) ☎(25)0294

●街かどデイハウス「きんき茶ろん」(小金台二丁目5の10) ☎(29)0019

若さ・健康・体力アップ教室

とき 令和3年1月15日～2月26日の毎週金曜日、午前9時45分～11時45分（全7回）

ところ けあばる

内容 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 令和3年1月5日(火)までに、ウエルネスけあばるへ（電話申し込み可）

※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

※掲載されているイベントなどは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止または延期する場合があります。

広告枠



福祉

災害見舞金などの申請を

本市では、市内在住の人を対象に火災や風水害など万一の災害の際に、被災者またはその遺族に災害見舞金や死亡弔慰金を支給しています。

支給額は、次のとおりです。

種類	災害の程度	支給額
災害見舞金	住家の被害 (全焼・全壊・流出)	1世帯 10万円
	住家の被害 (半焼・半壊)	1世帯 5万円
	住家の被害 (床上浸水など)	1世帯 3万円
死亡弔慰金	死亡(火災・風水害・交通事故など)	1人 10万円

※申請方法や支給要件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課(内線296)

献血にご協力を

12月は「大阪府献血推進月間」です。

例年、冬季は献血者数が少なく、血液製剤の適正在庫量の確保が困難になっていますので、皆さん献血へのご協力をお願いします。

とき・ところ 12月6日(日)、午前10時～午後4時=エコール・ロゼ

※献血を受けていただける条件など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会(☎(25)8261)



税

12月は市税滞納整理強化月間です

今月は納税催告、滞納処分を集中して実施します。

税金を滞納すると延滞金が加算され、滞納処分(預貯金や給与、不動産、自動車などの差し押さえ)を受けることとなります。

もし納め忘れや滞納市税がある場合は、早急に納付してください。

問い合わせ 収納管理課(内線121~124)

中小事業者などに対する令和3年度の固定資産税などの減免制度が創設されました

新型コロナウイルス感染症の影響で、事業収入が大幅に減少している中小事業者などの納税負担を軽減するための制度が創設されました。

令和2年2月~10月の任意の連続する3カ月間の売上高を前年の同期間と比べ、その減少幅に応じて下表のように、令和3年度の償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税および都市計画税に限り減額されます。

連続する3カ月間の売上高	固定資産税・都市計画税
30%以上~50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

減免の適用を受ける場合は、認定経営革新等支援機関などの認定を受けたうえで、必要書類を添えて申告する必要があります。

※申告時期など詳しくは、市ウェブサイト(課税課のページ)をご覧ください。

問い合わせ 課税課(内線113~116)

固定資産税(償却資産)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産(構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など)も課税の対象になり、その所有者に課税されます。

令和3年1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、3年2月1日(月)までに申告してください(休・廃業されている場合も申告が必要です)。所有者には12月中旬に申告書類を郵送しますが、届かないときや事業の開始により初めて申告される場合はご連絡ください。

※本市では、インターネットによる電子申告サービス「eLTAx(エルタックス)」がご利用いただけます。詳しくは、eLTAxホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。か、eLTAxヘルプデスク(☎03(5521)0019)へお問い合わせください。

問い合わせ 課税課(内線114、115)

確定申告はスマホで完結!!

マイナンバーカードをお持ちでない人でも、確定申告用の「IDとパスワード」を取得し、ご自身のパソコンやスマートフォンから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」にアクセスすることで、いつでも・どこでも確定申告(e-Tax)ができるようになります。

IDとパスワードの発行を希望する人は運転免許証などの本人確認書類を持参し、お近くの税務署にお越しください。

問い合わせ 富田林税務署(☎(24)3281)

市税未納の人を対象に年末日曜納付相談会を実施

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください(要予約)。

とき 12月6日(日)、午前9時~正午、午後1時~5時

ところ 市役所地下904会議室

持ち物 納税通知書または催告書、本人確認書類、印鑑

※当日の納付は受け付けできません。※空きがあれば当日参加も可。詳しくはお問い合わせください。

申し込み 収納管理課(内線121~124)へ

今月は固定資産税・都市計画税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・モバイルレジ(インターネットバンキング)による支払い)で納付期限までに納めてください。口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税 (種別割)	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		



介護保険

介護保険料の納め忘れはありませんか

介護保険料は、利用者への介護給付に欠かすことのできない大切な財源です。

介護保険制度は、社会全体で支え合う制度です。保険料を納めないしていると滞納期間に応じて保険給付が制限される場合があります。

介護が必要になったとき、安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納期限内に納めましょう。

なお、普通徴収対象者の保険料は市から送付する納付書により取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納めていただき、特別徴収対象者の保険料は年金からの天引きにより納めていただきます。

■便利な口座振替をご利用ください

普通徴収対象者の保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から振替納付される口座振替が便利で安心です。

普通徴収対象者で口座振替を希望される人は、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、納入通知書を持参し、次の取扱金融機関または高齢介護課で手続きをしてください。

また、〇印の金融機関については引き落としを希望する口座のキャッシュカードを高齢介護課または金剛連絡所に持参いただくだけで、暗証番号入力により口座振替の申し込みをさせていただきます（ペイジー口座振替受付サービス）。

■口座振替取扱金融機関

〇りそな銀行、〇三菱UFJ銀行、〇三井住友銀行、〇池田泉州銀行、〇関西みらい銀行、みずほ銀行、南都銀行、徳島大正銀行、紀陽銀行、大阪シティ信用金庫、〇成協信用組合、大同信用組合、近畿労働金庫、〇大阪南農業協同組合、〇ゆうちょ銀行

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）



国民年金

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

毎月の国民年金保険料は、日本年金機構から送付する納付書などで、翌月の末日までに納めていただくことになっています。保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて将来受け取る老齢基礎年金の受給額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。また、病気やけが、死亡など万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

■便利な口座振替をご利用ください

納め忘れを防ぐため、便利で確実な口座振替をご利用ください。

また、口座振替には、早割や2年・1年・6カ月前納などのお得な方法が

あります。口座振替の申し込みは、預（貯）金通帳と通帳の印鑑、年金手帳を持参し、取扱金融機関または年金事務所で手続きをしてください。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金とは、国民年金に年金を上積みする公的な制度です。

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者（自営業の人など）や、60歳以上65歳未満の人および海外に居住され国民年金に任意加入して保険料を納めている人が加入できます。

掛け金は、所得税や市・府民税の社会保険料控除の対象になります。また、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税制面で優遇措置があります。

問い合わせ 全国国民年金基金大阪支部〔☎0120(65)4192〕

保健医療

子育て

相談

くらし

ゆとり

整骨院・接骨院での、はり・灸・あんま・マッサージの かかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合や、はり・灸・あんま・マッサージを受けられた場合の健康保険の対象となる疾患や症状は次のとおりです。



■整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受けられた場合

骨折、脱臼、打撲、捻挫（肉離れを含む）

※骨折・脱臼については、緊急の場合を除きあらかじめ医師の同意が必要です。

※日常生活による単なる疲れ、肩凝りなどに対する施術は保険の対象にならず全額自己負担となります。

■はり・灸・あんま・マッサージなどを受けられた場合

《はり・灸》

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

《あんま・マッサージ》

筋まひ、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

※保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

※単なる疲労回復・慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず全額自己負担となります。

※保健医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・灸施術を受けても保険の対象にはなりません。

※健康保健適用の施術を受けられたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

問い合わせ 国民健康保険に加入している人は保険年金課（内線155）、後期高齢者医療保険に加入している人は府後期高齢者医療広域連合給付課〔☎06(4790)2031〕